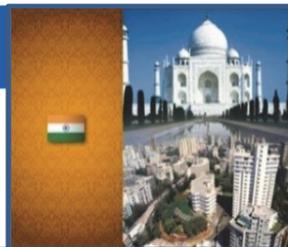


インド債券ファンド（毎月分配型）



第77期決算および分配金のお支払いについて

平素は「インド債券ファンド（毎月分配型）」（以下、当ファンド）をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。さて、当ファンドは第77期決算（2018年10月26日）において、分配金を引き下げることにいたしましたので、分配金引下げの理由や今後の見通しなどについて、Q&A形式でご報告いたします。

分配実績（1万口当たり、税引前）

当ファンドにおいては、継続的な分配を目指しており、2017年10月26日以降、毎月100円の分配を続けてきました。基準価額が下落傾向で推移したことや市況動向等を勘案した結果、今後も継続的な分配を行うことを目指し、当期の分配金（1万口当たり、税引前）を前期の100円から70円に引き下げることにいたしました。

	-	2018/8/27	2018/9/26	2018/10/26	設定来累計 10月26日まで
	第1～74期	第75期	第76期	第77期	
分配金 (対前期末基準価額比率)	9,700円 (97.0%)	100円 (1.7%)	100円 (1.8%)	70円 (1.3%)	9,970円 (99.7%)
騰落率 (税引前分配金再投資ベース)	65.0%	-1.3%	-2.9%	-0.4%	57.5%

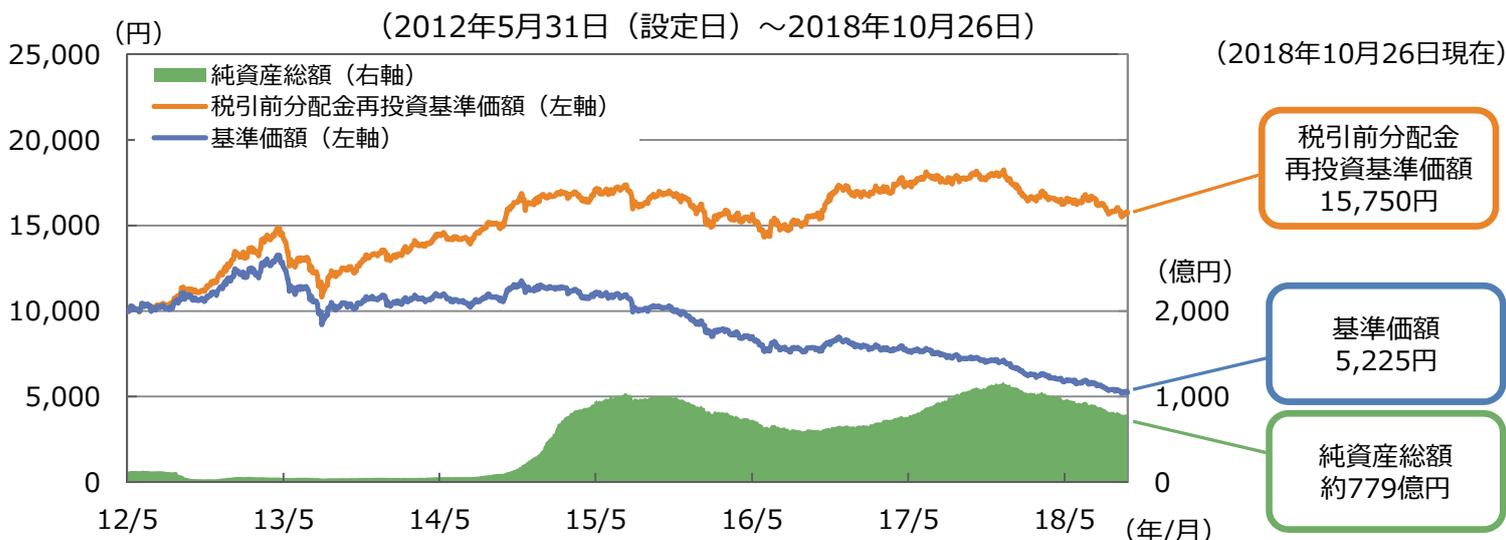
(注1) 「対前期末基準価額比率」は、各期の分配金（税引前）の前期末基準価額（分配金お支払い後）に対する比率で、当ファンドの収益率とは異なります。第1～74期と設定来累計の欄は、それぞれの分配金累計（税引前）の設定時10,000円に対する比率です。

(注2) 騰落率は税引前分配金再投資基準価額を基に算出したものであり、実際の投資家利回りとは異なります。また騰落率は設定来累計を除き、期中騰落率を記載しています。

分配方針

- 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

基準価額と純資産総額の推移



(注1) 基準価額、税引前分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

(注2) 税引前分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額とは異なります。

※ 上記は過去の実績であり、将来の運用成果および分配を保証するものではありません。分配金額は委託会社が分配方針に基づき基準価額水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

※ ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。詳しくは8ページをご覧ください。

Q1 なぜ分配金を引き下げたのですか。

A1 足元の基準価額が下落傾向で推移したことなどを勘案した結果、今後も継続的な分配を行うことを目指し、分配金を引き下げることにいたしました。

- 当ファンドは継続的な分配を目指して、第2期決算（2012年7月26日）より分配金のお支払いを開始し、分配を継続してきました。
- 2016年12月来基準価額は下落基調が続き、第65期決算（2017年10月26日）以降、毎月100円ずつに分配を下げ、継続しましたが、基準価額の下落傾向が続きました。
- このような基準価額の推移や市況動向等を勘案した結果、継続的な分配を行うことを目指すために、分配金の水準を100円から70円に引き下げることにいたしました。

Q2 なぜ足元の基準価額が下落したのですか？

A2 主に、分配金の支払いにより基準価額は下落しました。

- 2017年9月末から2018年9月末までの基準価額の下落幅は1,874円（▲26.0%）となりました。また、同期間中の税引前分配金再投資基準価額も1,819円（▲10.3%）下落しました。
- 基準価額の変動要因分析の通り、基準価額下落の主要因は分配金のお支払いと、組み入れている債券からの投資リターン（為替変動要因を含む）もマイナスであったことによるものです。
- 2017年9月末から2018年9月末までのインドルピーは対円で▲9.3%、対米ドルでは▲11.0%下落しました。

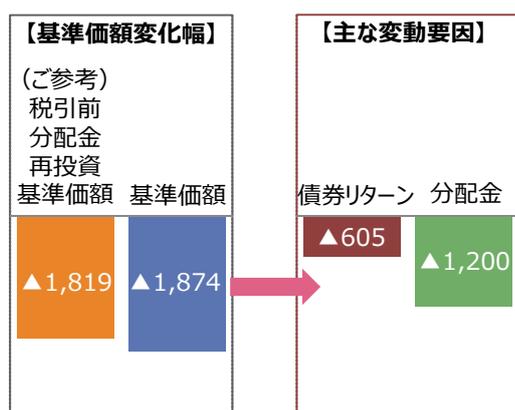
<基準価額と分配金の推移>

(2012年5月31日（設定日）～2018年10月26日)



<基準価額の変動要因分析>

(2017年9月末～2018年9月末)



* その他の要因があるため基準価額の変化幅に合計値は合いません。

- (注1) 基準価額、税引前分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。分配実績は1万口当たり、税引き前。
 (注2) 税引前分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額とは異なります。
 (注3) 上記変動要因は当該期間の基準価額の変動額を主な要因に分解したもので、概算値です。
 (出所) Bloombergのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

※ 上記は過去の実績であり、将来の運用成果および分配を保証するものではありません。分配金額は委託会社が分配方針に基づき基準価額水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

※ ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。詳しくは8ページをご覧ください。

Q3 投資環境と今後の運用方針について教えてください。

A3 原油価格やインフレ率の推移を注視し、引き続き安定的な金利収益の確保と信託財産の成長を目指します。

※以下、コタック・マヒンドラ・アセット・マネジメント（シンガポール）から提供を受けたデータおよび情報を基に記載しています。

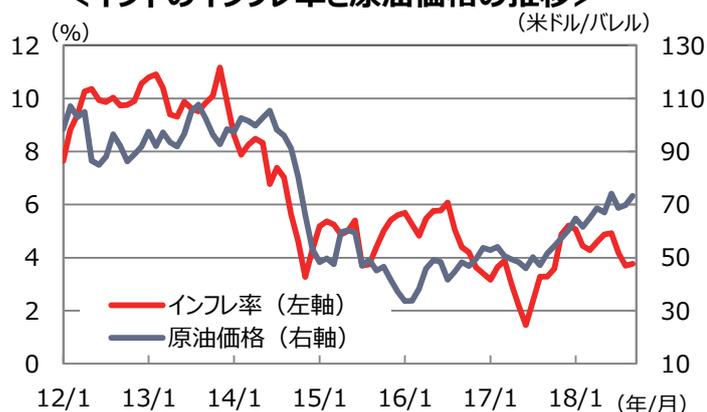
<投資環境>

- 2017年7月までは、インフレ率の低下によりインド10年国債利回りも低下（債券価格は上昇）していましたが、原油価格の上昇からインフレ率ならびに10年国債利回りは上昇に転じました。
- RBI（インド準備銀行）はインフレ懸念から政策金利を2018年6月に4年5ヵ月ぶりに0.25%、8月にも0.25%と連続して引き上げ、6.5%としました。
- インドルピーは米国金利の上昇加速懸念、アルゼンチンやトルコの通貨急落ならびに米中貿易摩擦問題などによる先行き不透明感の高まりから、下落傾向となりました。
- 2018年第2四半期の実質GDP成長率（前年同期比）は+8.2%と内需（民間消費、設備投資、インフラ投資）が成長をけん引しており、今後も主要国の中で相対的に高い経済成長が続くと見込まれます。

<今後の運用方針>

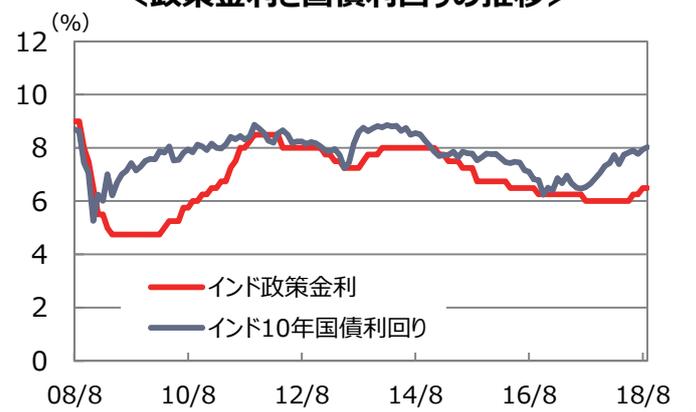
- 今後の原油価格の推移、それに伴うインフレ率の推移を注視し、引き続き安定的な金利収益の確保と信託財産の成長を目指した運用を行っていきます。

<インドのインフレ率と原油価格の推移>



(注1) データは2012年1月末～2018年9月末。
(注2) インフレ率は消費者物価指数、原油価格はWTI先物。
(出所) Bloombergのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

<政策金利と国債利回りの推移>



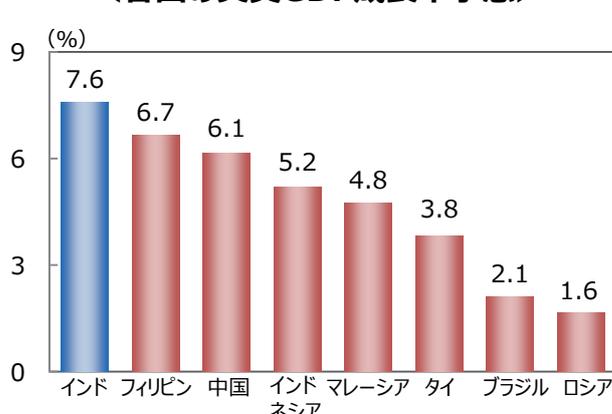
(注1) データは2008年8月末～2018年9月末。
(注2) インド政策金利はレポ金利を使用。
(出所) Bloombergのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

<インドルピーの推移 (対円、対米ドル)>



(注) データは2008年8月31日～2018年9月28日。
(出所) Bloombergのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

<各国の実質GDP成長率予想>



(注) データは2018年～2022年平均。インドは2018年度～2022年度平均。IMFによる予想。
(出所) IMFのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

※上記は過去の実績および将来の予想であり、今後の市場環境等を保証するものではありません。また、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

※上記の見通しおよび今後の運用方針は当資料作成時点のものであり、将来の投資成果および市場環境の変動等を示唆あるいは保証するものではありません。今後、予告なく変更する場合があります。

ファンドの特色

- 主として、インドの債券等に投資することにより、安定的な金利収益の確保と信託財産の成長を目指します。
 - インドの債券とは、国債、政府機関債、地方債、社債、国際機関債等です。
 - 社債は、インドの企業およびその子会社や関連会社等が発行する債券等とします。
 - インドピー建ての債券のほか米ドル建て等の債券に投資を行います。米ドル建て等の債券に投資を行う場合は、原則として実質的にインドピー建てとなるよう為替取引を行います。
 - ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
 - 原則として、対円での為替ヘッジは行いません。
- 実質的な運用は、現地の債券運用に強みを持つ「コタック・マヒンドラ」グループが行います。
 - 外国投資信託の配分比率に関し、コタック・マヒンドラ・アセット・マネジメント（シンガポール）の投資助言を受けます。
 - 投資対象とする外国投資信託は、コタック・マヒンドラ・アセット・マネジメント（シンガポール）が運用を行います。
- 毎月決算を行い、決算毎に分配を行うことを目指します。
 - 毎月26日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、分配を行うことを目指します。
 - 分配金額は分配方針に基づき委託会社が決定しますが、市況動向等によっては、分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドは、投資信託を組み入れることにより運用を行います。ファンドが組み入れる投資信託は、主として海外の債券を投資対象としており、その価格は、保有する債券の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。ファンドが組み入れる投資信託の価格の変動により、ファンドの基準価額も上下します。基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、ファンドは預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。ファンドの主要なリスクは、以下の通りです。

■ 債券市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落（金利が上昇）した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

■ 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ 為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

投資リスク

■ 市場流動性リスク

ファンドの資金流入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点

- ファンドの投資対象である外国投資信託において為替取引を行う場合、直物為替先渡取引（NDF）を利用する場合があります。NDFの取引価格は、需給や当該通貨に対する期待等の影響により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。したがって、実際の為替市場や金利市場の動向から想定される動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なることがあります。また、当該取引において、取引先リスク（取引の相手方の倒産等により取引が実行されないこと）が生じる可能性があります。
- ファンドが活用する店頭デリバティブ取引（NDF等）を行うために担保または証拠金として現金等の差入れがさらに必要となる場合があります。その場合、ファンドは追加的に現金等を保有するため、ファンドが実質的な投資対象とする資産等の組入比率が低下することがあります。その結果として、高位に組み入れた場合に比べて期待される投資効果が得られず、運用成果が劣化する可能性があります。
- インドの債券市場において、外国機関投資家がインドルピー建て債券に投資を行う場合、FII（Foreign Institutional Investors）制度に基づく投資ライセンスの取得や入札等による投資枠の取得が必要となります。この入札等の状況によっては、必要な投資枠を取得できない場合があることから、インドルピー建て債券への投資割合が低くなる可能性があります。
- インドルピー建て債券への投資においては、保有期間の違いにより異なる料率のキャピタル・ゲイン税等が課されます。
- FII制度および税制は、今後、変更される場合があります。
- 投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

分配金に関する留意事項

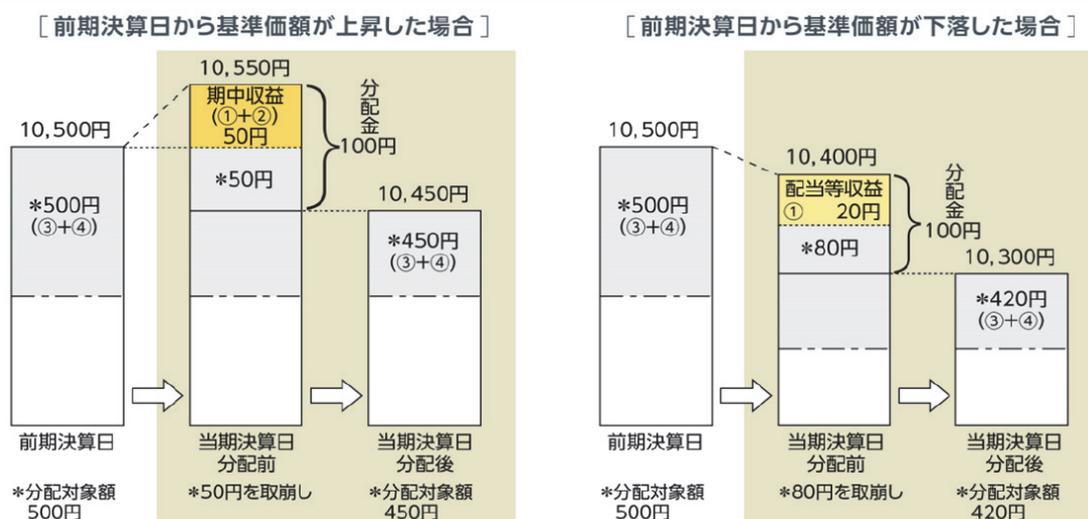
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

ファンドで分配金が
支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

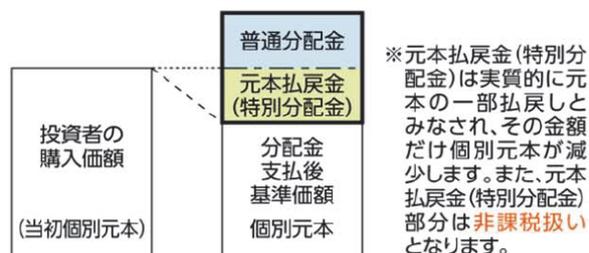


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

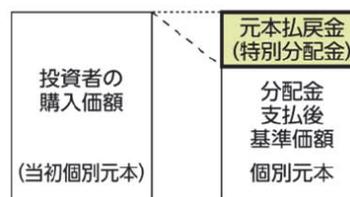
※ 上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

[分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合]



[分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合]



普通分配金：個別元本（投資者のファンド購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

お申込みメモ**購入単位**

販売会社または委託会社にお問い合わせください。

購入価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

購入代金

販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

換金単位

販売会社または委託会社にお問い合わせください。

換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

換金代金

原則として、換金申込受付日から起算して8営業日目以降にお支払いします。

信託期間

2012年5月31日から2022年5月26日まで

決算日

毎月26日（休業日の場合は翌営業日）

収益分配

決算日に、配分方針に基づき分配を行います。委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

分配金受取りコース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。

分配金自動再投資コース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。

※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

課税関係

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA（ニーサ）」の適用対象です。ただし、販売会社によっては当ファンドをNISA、ジュニアNISAでの取扱い対象としない場合があります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

配当控除の適用はありません。

※上記は、作成基準日現在の情報をもとに記載しています。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

お申込不可日

インド（ムンバイ）、モーリシャス、シンガポール、ニューヨークの銀行休業日またはインドの取引所の休業日のいずれかに当たる場合には、購入、換金の申込みを受け付けません。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

- 購入時手数料
購入価額に3.78% (税抜き3.50%) を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 信託財産留保額
ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

- 運用管理費用（信託報酬）
ファンドの純資産総額に年1.08% (税抜き1.00%)の率を乗じた額です。
※投資対象とする投資信託の信託報酬を含めた場合、年1.72% (税抜き1.64%) 程度となります。
- その他の費用・手数料
上記のほか、ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）が信託財産から支払われます。これらの費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、運用状況により変化するため、あらかじめ、その金額等を具体的に記載することはできません。
※ ファンドの費用（手数料等）の合計額、その上限額、計算方法等は、投資者の保有期間に応じて異なる等の理由により、あらかじめ具体的に記載することはできません。

税金

分配時

所得税及び地方税 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%

換金（解約）及び償還時

所得税及び地方税 譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

- ※ 個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。法人の場合は上記とは異なります。
- ※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

委託会社・その他の関係法人等

委託会社	<p>ファンドの運用の指図等を行います。</p> <p>三井住友アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第399号 加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会</p> <p>ホームページ：http://www.smam-jp.com 電話番号：0120-88-2976 [受付時間] 営業日の午前9時～午後5時</p>
受託会社	<p>ファンドの財産の保管および管理等を行います。</p> <p>株式会社りそな銀行</p>
販売会社	<p>ファンドの募集の取扱い及び解約お申込の受付等を行います。</p>

販売会社								
販売会社名		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 金融商品取引業協会 第二種	日本一般社団法人 投資顧問業協会	金融先物取引業協会 一般社団法人	一般社団法人 投資信託協会	備考
藍澤証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第6号	○		○			
S M B C日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第2251号	○	○	○	○		
エース証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第6号	○					
株式会社S B I証券	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第44号	○	○		○		
岡三オンライン証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第52号	○		○	○		
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第61号	○			○		
株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第170号	○					
スターツ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第99号	○					
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第20号	○					
日産証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第131号	○			○		
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第152号	○					
丸八証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第20号	○					
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○		
株式会社池田泉州銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第6号	○			○		
株式会社愛媛銀行	登録金融機関	四国財務局長（登金）第6号	○					
株式会社沖縄海邦銀行	登録金融機関	沖縄総合事務局長（登金）第3号	○					
株式会社高知銀行	登録金融機関	四国財務局長（登金）第8号	○					
株式会社大光銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第61号	○					
株式会社トマト銀行	登録金融機関	中国財務局長（登金）第11号	○					
株式会社富山銀行	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第1号	○					
株式会社富山第一銀行	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第7号	○					
株式会社東日本銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第52号	○					
株式会社福島銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第18号	○					
おかやま信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第19号	○					

【重要な注意事項】

- 当資料は三井住友アセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、当資料は三井住友アセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 投資信託は、値動きのある証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって元本や利回りが保証されているものではありません。
- 投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- 当ファンドの取得のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面等の内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。また、当資料に投資信託説明書（交付目論見書）と異なる内容が存在した場合は、最新の投資信託説明書（交付目論見書）が優先します。投資信託説明書（交付目論見書）、目論見書補完書面等は販売会社にご請求ください。